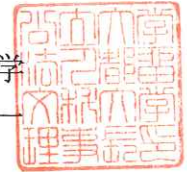


都文大総発第22号
平成22年6月30日

都留市長 小林 義光 様

公立大学法人都留文科大学
理事長 西室 陽一



平成21事業年度における剰余金の使途の承認申請書

地方独立行政法人法第40条第3項の規定により承認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

承認を受けようとする額 : 157,006,495 円

剰余金の使途 : 教育研究の質の向上及び組織運営の改善積立金として

公立大学法人都留文科大学の利益処分の考え方について

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」により、利益処分に関する書類において地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額は、「法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である」と示されており、経営努力認定の考え方は次のとおりとする。

●経営努力認定の考え方

◆経営努力として認定するもの

- ・運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益
- ・運営費交付金のうち、運営費交付金から生じた利益で、大学法人が経営努力によることの説明責任を果たした場合
- ・中期計画（年度計画）に記載内容に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったため費用が減少した場合
- ・その他経営努力によることを立証した場合

◆経営努力として認定しないもの

- ・本来行うべき業務を行わなかったために費用・収益が減少したと認められるもの

●運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用。ただし、退職手当については、費用進行基準を採用。

●剰余金の使途に係る承認についての申請内容

当期末処分利益 157,006,495 円

承認申請額 157,006,495 円

剰余金の使途 教育研究の質の向上及び組織運営の改善積立金として

●平成21年度未処分利益内訳

(単位：円)

財 源	収 入	費 用	差 引
運営費交付金	500,000,000	500,000,000	0
補 助 金	23,339,025	23,339,025	0
自己収入等	1,769,039,447	1,612,032,952	157,006,495